

ラジコン団体を活用したオンラインによる 無人航空機登録申請マニュアル

クラブ代行用
本編(Web申請・本人確認書類郵送)

● はじめに	3
● 登録の手順	5
● アカウントの開設	7
・ アカウントの開設の流れ (8)	
・ アカウントの開設に必要なもの (9)	
・ 注意事項 (10)	
・ ドローン登録システムの利用規約に同意する (11)	
・ アカウントの開設に必要な情報を入力する (12)	
・ 入力した情報を確認してアカウントを開設する (13)	
● 機体の新規登録	14
・ 新規登録 (15)	
・ 機体の新規登録に必要なもの (16)	
・ 本人確認の方法と手数料 (17)	
・ ドローン登録システムにログインする (18)	
・ 新規登録に進む (19)	
・ 所有者情報を入力する (20)	
・ 機体情報を入力する (21)	
・ 製造番号について (22)	
・ 機体仕様限界について (23)	
・ 使用者情報を入力する (24)	
・ 所有者・機体・使用者情報を確認する (25)	
・ 到達確認をする (26)	
・ メールアドレスを変更する (27)	
・ 代行登録の依頼者への連絡 (29)	

- 無人航空機を飛行させる前に、所有している無人航空機の所有者情報、機体情報及び使用者情報を航空局へ申請の上、航空局から発行された「登録記号」を無人航空機に表示する必要があります。
- ドローン登録システムでは、所有している無人航空機の所有者情報、機体情報及び使用者情報を航空局へ申請や、既に登録済みの機体情報などを変更すること、登録を削除（抹消）することができます。
- このマニュアルには、ドローン登録システムの操作方法を一部抜粋して記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン登録システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。
- ラジコンクラブにおいてクラブ会員の登録申請代行を行う場合、会員個人の情報を取り扱うこととなりますので、個人情報保護に関する法令等も踏まえつつ、その取扱いには十分にご注意くださいますようお願いいたします。
- ルールをしっかりと理解した上で、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行させることを心がけましょう。

- 本マニュアルに定める登録申請手続きは、クラブの皆様が「無人航空機登録要領」に定める下記要件を満たすことから認められたものです。皆様におかれましては、本マニュアルを熟読するとともに、下記要件の順守をお願いいたします。

記

- (1) 所有者情報、機体情報、飛行場所等を適正に管理する能力があること
- (2) 登録手続きの簡素化のために必要となる関係ラジコンクラブ名、ラジコン団体又は関係ラジコンクラブ等が定めた機体仕様限界等をあらかじめ航空局に提出すること
- (3) 航空局が管理する法定登録事項に加え、所有者の身元情報及び機体の同一性情報（実際の飛行前に撮影した機体写真一枚で足りる。）を管理すること
- (4) 航空局に登録した情報が正確なものであることを定期的に確認すること
- (5) 航空局、警察、消防等の関係機関からの問い合わせに適切に対応すること
- (6) 申請の代行の対象となる機体は、飛行以外の機能（撮影、データ収集、物体の運搬、散布等を含む。）及び目視外飛行能力（自律飛行能力、FPVによる飛行能力等を含む。）を有しないものであり、かつ、機体仕様限界に適合した上で、特定区域（航空法施行規則第236条の6第2項第1号の規定による届出のあった区域をいう。）において飛行の用に供されるものであること
- (7) 申請の代行の対象となる機体の飛行の目的は、趣味（純粋飛行、航空スポーツ、レクリエーション等）に限ること
- (8) 申請の代行の対象となる所有者は、関係ラジコンクラブの規約又は会則に従った飛行を行うこと
- (9) (略)

アカウントの開設

機体の登録申請の前に、アカウントを開設する必要があります。そのためにクラブ会員それぞれにメールアドレスが必要となります。

機体登録の開始

STEP 01 申請

申請方法はオンラインまたは書類提出にて行うことができます。オンライン申請が早くて便利です。

STEP 02 入金

申請後、納付番号等が発行されたら、手数料を納付します。クレジットカード、インターネットバンキング、ATMから入金できます。

(※) 本人確認を郵送で行った場合は、クレジットカードによる納付をすることはできません。

STEP 03 登録記号発行

入金確認後、機体ごとに登録記号が発行されます。シール、銘板の貼付のほか、油性マジックなどで書き込むこともできます。

機体登録の完了

飛行させる前に登録記号が鮮明に表示されていることを確認して、飛行を行ってください。

無人航空機の登録を始める前に、各自のアカウントを開設する必要があります。

このマニュアルでは、クラブ会員からメールアドレスを預かって、クラブの代行者がその会員のアカウント開設から機体の登録申請までの手続きを代行する手順を説明します。

※当面の間、ドローン登録システム上、所属するラジコンクラブ会員の変更ができませんので、会員のうち、近いうちに所属クラブの変更が伴う引越しが想定される方がいる場合は、その方の機体の登録申請の代行を当協会が行いますので、当協会までご連絡をお願いします。

次に、無人航空機の登録を行います。それには、左記の3つのステップを行う必要があります。

個人が申請手続きを行う際の本人確認の手段としてスマートホンでマイナンバーカード、運転免許証、パスポートを読み込む方法もご利用頂けます。(別途マニュアル参照)

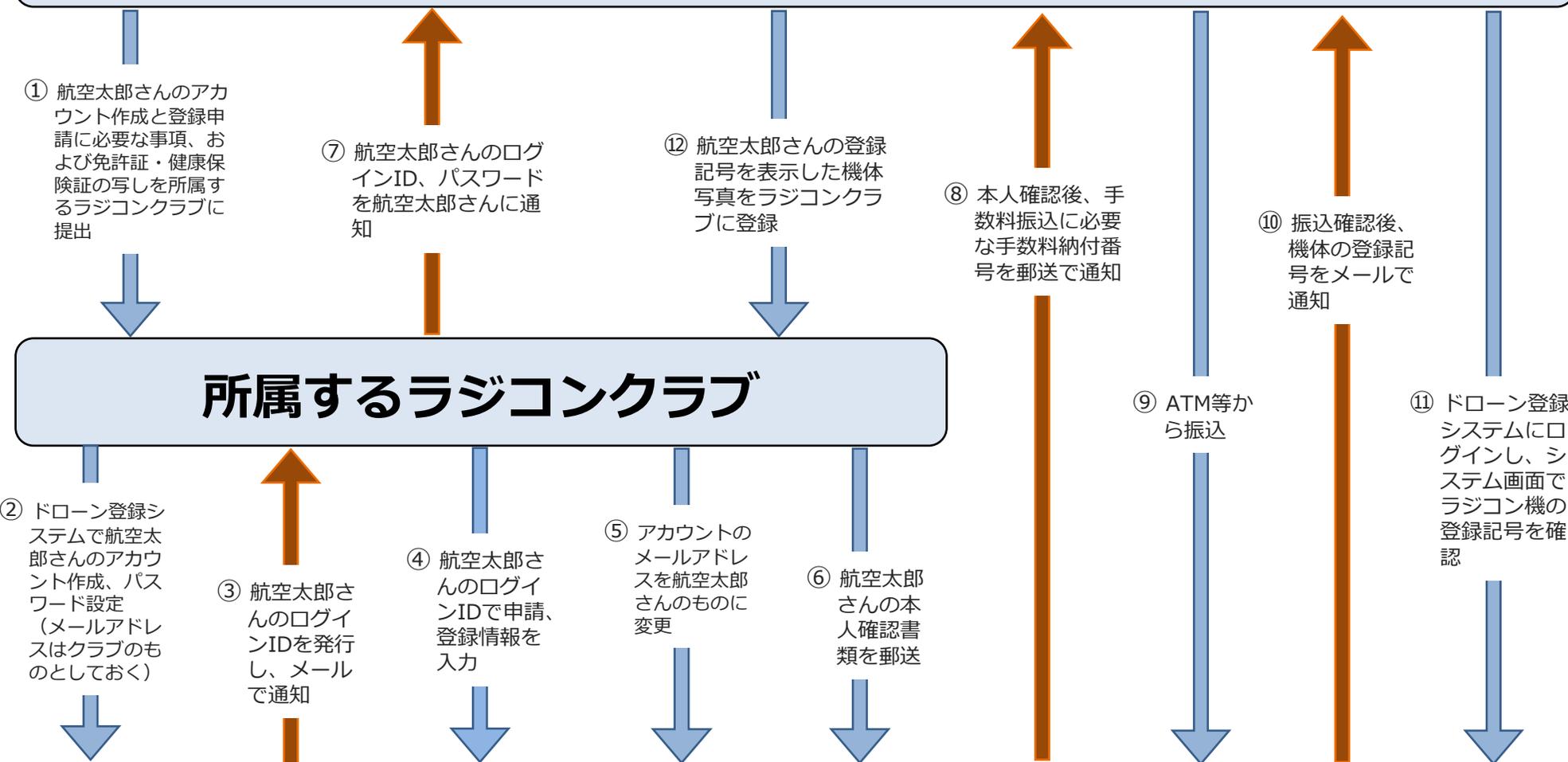
なお、このマニュアルでは、本人確認書類は、ドローン登録システムに登録申請後に、航空局に郵送する方法を前提とします。

本資料では主にSTEP 01 申請について詳しく説明します。

ラジコンクラブ会員 (例: 航空太郎)

所属するラジコンクラブ

国土交通省 (ドローン登録システム)



ラジコン団体を活用したオンライン申請マニュアル

アカウントの開設

アカウントの開設の開始

ドローン登録システムの利用規約に同意する

アカウントを開設するページに進み、利用規約に同意します。

アカウントの開設に必要な情報を入力する

お名前や住所、連絡先等の必要な情報を入力します。

入力した情報を確認してアカウントを開設する

入力した情報に誤りが無い事を確認してアカウントを開設します。

アカウントの開設の完了

入力したメールアドレスにログインIDが通知されます。引き続き登録手続き等の業務を行う場合はドローン登録システムにログインします。

ドローン登録システムを利用するために必要なアカウントを開設します。

ドローン登録システムを利用される方が「個人」の場合と「企業・団体（法人）」の場合によって、入力する項目が異なります。

アカウント開設後の登録手続きを「個人」として行う場合は個人のアカウントを開設してください。

ここでは、クラブ代表者が、クラブ会員分について、代行登録（Web申請、本人確認資料は後で郵送）する場合を想定します。

手続きに必要なものは、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
(ここでは、本人確認書類は登録申請後に郵送する場合で説明します。)
ご確認の上、手続きにお進みください。

アカウントを開設する方の情報	<ul style="list-style-type: none">氏名フリガナ住所生年月日 (西暦)電話番号メールアドレス (キャリア・メールのアドレスでないことを推奨) <p>※ 申請者から依頼を受けて申請を行う場合は、連絡先メールアドレスは、申請手続中はクラブ (またはクラブ代表) が使用するメールアドレスとした方がスムーズです。その場合STEP 01の作業後、STEP 02の前にメールアドレスを申請者 (代行登録依頼者) のアドレスに変更すると便利です。</p>
その他 (参考)	<ul style="list-style-type: none">パスワードは、例えば、RCK又はJMA会員番号の左から8桁を初期設定とします。(例: RCK12345、JPN33F12)

手続き中によくあるトラブルとしてメールに関する注意事項を記載しました。

- **オンラインでのアカウント作成や機体登録申請のためには、メールアドレスが必要です。**

クラブでの代行申請や協会への代行申請依頼に当たっては、クラブ会員各自、代行業務ご担当者ともに、メールアドレス（無料のGmailやYahoo!メールアドレス等）をご用意ください。

- **通信事業者のキャリアメールでは、通知メールの受信に不具合が生じるおそれがあります。**

スマートフォンでアカウントを開設しようとする場合、キャリアメール（通信事業者のメール：「docomo.ne.jp」、「ezweb.ne.jp」、「softbank.ne.jp」など）を使用すると、ドローン登録システムからの通知メールが届かないことがあります。（迷惑メール機能を正しく設定いただいても起こり得る不具合です。）

- **どうしても通知メールが受信できないときは**

GmailやYahoo!メール等の新しいメールアドレスをご用意いただき、アカウントの開設をやり直してください。また、クラブで登録代行事務をされる方は、申請用受信メールアドレスを、ご自身のメールアドレスとは別に用意いただくと便利です。

- **もし、通知メールを受信できないと**

登録システムからの通知メールが受信できない場合は、やむを得ず、手続きに関わるすべての通知が書面（紙）による郵送となり、日数がかかる上、登録手数料も高くなってしまいます。（17ページ参照）

このため、クラブ会員各自の登録用メールアドレスは、パソコン・スマートフォンを問わず、GmailやYahoo!メールなどの一般メールアドレスを推奨いたします。

トップページからアカウントを開設するページに進みます。



「個人の方のアカウント開設」ボタン押してください。

利用規約・無人航空機の飛行のルール

利用規約および無人航空機の飛行ルールをよく読み、ご理解（ご同意）いただいた方は、「次へ進む（理解しました）」ボタンを押してください。

利用規約

最後までスクロールして、利用規約の内容をご確認ください。

- 航空法における無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルールについて
- 利用規約を理解しました。
 - 航空法における無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルールを理解しました。

戻る

次へ進む（理解しました）

次に利用規約のページが開きます。アカウントを開設するには利用規約への同意と飛行ルールの理解が必要です。

利用規約をご確認の上、同意する場合はチェックボックスにチェックを付けます。

次いで、無人航空機の飛行ルールを確認します。リンク先の資料も含めて確認したら、「理解しました」のチェックボックスにチェックを付けます。

そして、「次へ進む（理解しました）」ボタンを押してください。

アカウント開設のページで必要事項を入力します。必要事項を全て入力したら、「確認」ボタンを押し、確認ページに進みます。

アカウント開設

機体の登録手続きや管理するために、アカウントを開設します。以下の情報を入力してください。
なお、機体を登録する際の本人確認書類としてマイナンバーカードを利用する場合は、必ず「マイナンバーカード情報連携」ボタンを押して、マイナンバーカードの情報を転記してください。
また、登録した連絡先にメール、電話等による連絡が行われる場合がありますので、必ず連絡のとれる連絡先を入力してください。

マイナンバーカード情報連携

氏名	<input type="text" value="航空 太郎"/>
フリガナ	<input type="text" value="コウクウ タロウ"/>
住所	国/地域 <input type="text" value="日本/Japan"/> 都道府県 <input type="text" value="東京都"/> <input type="text" value="千代田区轟が関2-1-3-708"/>
生年月日	2001 年 1 月 6 日
電話番号	国/地域 <input type="text" value="日本/Japan"/> +81 <input type="text" value="0352538111"/>
メールアドレス	<input type="text" value="koku-taro@mit.go.jp"/>
メールアドレス (確認用)	<input type="text" value="koku-taro@mit.go.jp"/>
パスワード	<input type="password" value="....."/>
パスワード (確認用)	<input type="password" value="....."/>

戻る

確認

●ここでは「マイナンバーカード情報連携」は使いません。

(本人確認書類を後で郵送する方法をご説明します。)

申請者から依頼を受けてクラブが代行登録を行う場合は、連絡先メールアドレスは、手続中にクラブ又はクラブ代表が使用するメールアドレスとしたほうがスムーズです。その場合STEP 01の作業後、STEP 02の前にメールアドレスを代行登録依頼者のアドレスに変更すると便利です。

必要事項を全て入力したら、「確認」ボタンを押し、確認ページに進みます。

入力したアカウントの情報を確認し、間違いが無ければ「開設する」ボタンを押します。

アカウント情報確認

入力されたアカウント情報を確認してください。確認が終わりましたら「開設する」ボタンを押してください。

氏名	航空 太郎
フリガナ	コウクワ タロウ
住所	日本 東京都 千代田区霞が関2-1-3-708
生年月日	2001/01/06
電話番号	+81 0352538111
メールアドレス	koku-taro@mlit.go.jp
パスワード	●●●●●●●●

修正

開設する



アカウント開設完了

アカウントを開設しました。

[メインメニューに戻る](#)

アカウントが開設されると、アカウント開設完了のページが開き、設定したメールアドレスにログインIDが送付されます。パスワードは通知されませんので、ご自身にて設定したパスワードを管理ください。

From: 国土交通省航空局無人航空機登録制度担当 <information@dips-reg.mlit.go.jp>
Sent: Friday, December 3, 2021 5:07 PM
To: 航空 太郎
Subject: 【ドローン登録システム】アカウント開設完了のお知らせ [DIPS-REG] Notification of the completion of the opening of your account

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

航空 太郎 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
ドローン登録システムのアカウント開設が完了しました。
ログインIDをお知らせします。

■ ログインID

xxxxxxxxxx

■ ログインURL

https://*****

■ よくある質問・お問い合わせ

https://*****

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

=====
[English version]

*This e-mail is automatically delivered to the users of the Drone/UAS Information Platform System - Registration. Please delete this e-mail if you don't recognise it.
*You cannot reply to this e-mail address.

Dear DIPS-REG user,
...

引き続き新規登録等の手続きを行うには、トップページからログイン頂く必要があります。

ラジコン団体を活用したオンライン申請マニュアル

機体の新規登録

機体をドローン登録システムへ登録申請します。

新規登録の申請を開始

ドローン登録システムにログインする

トップページ右上のログインボタンからログインをします。

新規登録に進む

メインメニューで「新規登録」のボタンを選択します。

本人確認を行う

本人確認方法を選択し、本人確認を行います。

所有者情報を入力する

登録する機体の所有者の情報を入力します。

機体情報を入力する

登録する機体の情報を入力します。

使用者情報を入力する

登録する機体の使用者の情報を入力します。

所有者・機体・使用者情報を確認する

入力した情報を確認して申請を行います。

到達確認をする

所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

新規登録の申請が完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、手数料納付番号と納付用URLがアカウントに登録されたメールアドレスに通知されます。

新規登録では機体の所有者情報、機体情報（型式名称や製造番号等）、機体の使用者の情報が必要です。登録が必要な項目をマニュアルでご確認のうえ情報を手元にご準備ください。

新規登録には手数料が必要です。納付の方法と手数料の金額については[こちら](#)（※）をご覧ください。

オンライン申請では、所有者が同じ機体を20台まで同時に申請することができます。

※（納付の方法） https://www.dips-reg.mlit.go.jp/drs/preview/DIPS-REG-Manual_Ja_Owner_Fee-Payment.pdf

※（手数料の額） https://www.dips-reg.mlit.go.jp/drs/preview/DIPS-REG-Manual_Ja_Owner_Identity-Verification.pdf

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認の上、手続きにお進みください。

		個人
所有者の情報	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、フリガナ 住所 生年月日（西暦） 電話番号 メールアドレス 	※ラジコン団体にアカウント開設まで依頼する場合には、左記の情報が会員情報として団体に共有されていることを確認します。
機体の情報	<p>※日本模型航空連盟がウェブサイトに掲載する「機体仕様限界」に適合する機体を、御所属のラジコンクラブの会則等を遵守して飛行させる場合、以下の情報だけで機体を登録することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所属するラジコンクラブの名称 会員番号 + 登録する機体数 [機体毎の識別番号(001~999)] (後述) <p>※必読※ 飛行させる前に、飛行させる機体の写真（登録記号、形状、サイズ感、特徴的な色等が明瞭に識別できるもの）をラジコンクラブの指定する方法でラジコンクラブに預けてください。</p>	<p>※原則どおり、「自作した機体」として以下の情報を全て入力して登録することもできます。（無人航空機登録要領による記載例：「航空 太郎」氏が2021年に製造した2機目の機体の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造者名 … 航空 太郎（製造者の氏名） 型 式 名 … 航空 - 1 型（製造者の姓 + 数字） 機体の種類 … 飛行機（メニューから選択） 製造番号 … KT2021002（製造者のイニシャル + 製造年 + 英数字） 機体重量 ・ 最大離陸重量 ・ 機体寸法 改造の有無と概要 ※改造した機体の場合 ・ リモートID機能の有無 機体の画像（25kg未満：全体1枚／25kg以上：上面、前面、側面、操縦装置の4枚）
使用者の情報 (所有者と異なる場合)	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、フリガナ 住所 電話番号 メールアドレス 	※所有者と同じでない場合のみ必要。生年月日は不要です。
その他 ※本人確認の方法によって異なります。	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証 その他本人確認書類（例：健康保険証） 	※クラブに申請を依頼する場合、本人確認書類として、「運転免許証のおもてうら」のコピー及び「健康保険証のおもてうら」のコピーの両方を、クラブに提出する。

本人確認の方法と手数料

本人確認の方法により、手数料が異なります。このマニュアルでは、本人確認書類を郵送する場合を説明します。なお、スマートフォンをお持ちの場合は、ご本人と一緒にマイナンバーカードによるオンライン認証も可能です。

(個人のアカウントで手続きされる場合)

申請方法	本人確認方法	操作方法	手数料
オンライン申請 (Web申請)	本人確認書類の郵送	<p>本人確認を書類の郵送で行います。申請後に届くメールに本人確認書類の送付先が記載されておりますので、メールをご確認のうえ本人確認書類を郵送で提出してください。</p> <p>※本人確認書類を郵送されていない場合や提出に必要な書類が揃っていない場合は、その後の手続きを進めることができません。</p> <p>※本人確認書類の内容及び郵送先については、国土交通省のホームページをご確認ください。 ※https://www.mlit.go.jp/koku/koku_ua_registration.html</p>	1機目： 1,450円 2機目以降： 1,050円
	マイナンバーカード	<p>マイナンバーカードの券面情報を読み取ることでマイナンバーカード連携や本人確認を行います。手続きに使用されるデバイスにより下記の読み取り方法があります。 (詳しい手順はそれぞれの説明ページをご確認ください。)</p> <p>手続の代行者ではなく、ご本人のマイナンバーカードをかざす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンで申請し、ICカードリーダーで読み取る (ICカードリーダー認証) ・ パソコンで申請し、スマートフォンで読み取る (2次元バーコード認証) ・ スマートフォンで申請し、スマートフォンで読み取る 	1機目： 900円 2機目以降： 890円
	運転免許証を利用した オンライン認証	<p>「eKYC」というオンライン上で完結する本人確認方法です。スマートフォンで申請される方と、パソコンで申請される方でスマートフォンをお持ちの方のみ利用可能です。手続き中の画面に2次元バーコードが表示されるので、スマートフォンのカメラ機能で2次元バーコードを読み込んでいただき、画面に従い運転免許証、ご本人の顔等の撮影を行ってください。 ※eKYCの利用に当たっては、こちらをご確認ください。</p>	1機目： 1,450円 2機目以降： 1,050円
書面（紙）による申請	本人確認書類を郵送 (申請書に添付)	無人航空機登録申請書（書面）に本人確認書類を添付して提出する方法です。	1機目： 2,400円 2機目以降： 2,000円



トップページの右上の「ログイン」ボタンを選択し、ログインページに進みます。



ログインページで、アカウントを開設した際に通知されたログインIDと設定したパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。ログインに成功すると、メインメニューのページが開きます。

※ドローン登録システムにログインをするには、あらかじめドローン登録システムのアカウントの開設が必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントを開設してください。

メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

新規登録

新たにドローンを登録することができます。
新規登録には、本人確認書類、所有者・機体・使用者の情報が必要です。

申請状況確認/取下げ/支払い

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。
また、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

所有者情報の確認/変更

登録されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

機体情報・使用者情報の確認/変更

登録されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更することができます。

有効期限の更新

登録機体の削除



国土交通省

 DIPS
Drone / UAS Information Platform System

使い方 よくある質問・お問い合わせ ○○○○さん

本人確認方法の選択

STEP 01 本人確認方法選択 STEP 02 所有者情報入力 STEP 03 機体情報入力 STEP 04 使用者情報入力 STEP 05 入力情報確認 STEP 06 手続き完了

メインメニューのページで、「所有者本人が手続きする場合はこちら」の見出しの中にある「新規登録」のボタンを押します。

本人確認方法を選択するページが開きます。
ここでは、

④「上記以外の本人確認書類（書類の郵送）」を選択します。

新規登録する機体の所有者情報を入力します。



The screenshot shows the DIPS (Drone / UAV Information Platform System) registration interface. At the top, there are navigation links: '使い方' (Usage), 'よくある質問・お問い合わせ' (FAQ/Contact), and a user profile for '航空 太郎さん' (Koku Taro). The main heading is '所有者情報の入力' (Input of Owner Information). Below this is a progress bar with six steps: STEP 01 本人確認方法選択, STEP 02 所有者情報入力 (highlighted), STEP 03 機体情報入力, STEP 04 使用者情報入力, STEP 05 入力情報確認, and STEP 06 手続き完了. A text block explains that for new registrations, the system pre-fills information from account or My Number Card data, but requires manual input for address and passport-based confirmation. The form fields are: 氏名 (Name): 航空 太郎; フリガナ (Furigana): コウクウ タロウ; 住所 (Address): 国/地域 (Country/Region): 日本/Japan, 都道府県 (Prefecture): 東京都, 千代田区錦が間 2-1-3-709; 生年月日 (Date of Birth): 2001年 1月 6日; 電話番号 (Phone Number): 国/地域: 日本/Japan, +81 0352538111; メールアドレス (Email Address): koku-taro@mlit.go.jp. At the bottom, there are two buttons: '戻る' (Back) and '機体情報の入力' (Input of Aircraft Information).

各項目にはアカウント情報またはマイナンバーカードの券面情報（マイナンバーカードによる本人確認を選択した場合）が初期値として入力されています。

入力が完了したら「機体情報の入力」ボタンを押してください。機体情報の入力画面が開きます。

登録する機体の情報を入力します。

日本模型航空連盟の機体仕様限界に**適合**する機体を登録する場合は「メーカーの機体・改造した機体」のボタンを選択してください。

機体仕様限界に適合しないものは「自作した機体・その他」のボタンを選択してください。
表示された項目に全て情報を入力してください。

一度に20台まで同時に機体を登録することができます。複数の機体を登録する場合は「他の機体情報を続けて入力」ボタンを押します。入力フォームが切り替わり別の機体の情報を入力できるようになります。

※一度ラジコンクラブを設定すると、当面の間、ドローン登録システム上、所属するラジコンクラブの変更ができませんので、会員のうち、近いうちに所属クラブの変更が伴う引越しが想定される方がいる場合は、その方の機体の登録申請の代行は当協会が行いますので、当協会までご連絡をお願いします。

※機体の種類は、「飛行機」が自動的に選択されます。ラジコンヘリの場合でも同様です。これはシステム上の理由によるものですので、ご了承ください。

入力が完了したら「使用者情報の入力」ボタンを選択します。使用者情報の入力画面が開きます。



使い方

よくある質問・お問い合わせ

航空 太郎さん

機体情報の入力

STEP 01 本人確認方法選択 STEP 02 所有者情報入力 **STEP 03 機体情報入力** STEP 04 使用者情報入力 STEP 05 入力情報確認 STEP 06 手続き完了

新たに登録する機体の情報を入力してください。
複数の機体を新たに登録する場合は、「他の機体情報を続けて入力」ボタンを押し、続けて入力してください。

「メーカーの機体・改造した機体」または「自作した機体・その他」のいずれかを選択してください。

メーカーの機体・改造した機体

自作した機体・その他

「日本模型航空連盟（機体仕様限界）」を選択

製造者名

日本模型航空連盟（機体仕様限界）

所属するラジコンクラブを選択

型式名

△△ラジコンクラブ

「飛行機」が自動選択される（変更不可）

機体の種類

製造番号

会員番号（「RCKxxxx...」や「JPNxxxx...」）に続けて「機体識別番号」（「001」等）を記入してください。（半角英数字可、記号不可。）複数機お持ちの方は、「機体識別番号」を適宜変更してください。（「002」～等。重複不可。）

リモートIDの有無

なし あり（内蔵型）
2022年4月から設定可能となります。
リモートIDを有している方は2022年

改造の有無

改造無し 改造有り

※「改造有り」を選択した場合は追加の入力項目があります。

戻る

他の機体情報を続けて入力

使用者情報の入力

機体情報の入力における「製造番号」の欄の入力について補足します。

ラジコン団体を活用した申請を行う場合には、機体の製造番号として、申請者の会員番号（日本ラジコン電波安全協会または日本模型航空連盟の会員番号）と、機体毎の識別番号を入力してください。

※日本ラジコン電波安全協会および日本模型航空連盟の会員でない方は、日本ラジコン電波安全協会までご相談ください。

製造番号は下の例のように決めてください。（14桁又は15桁。最大20桁まで可。）



会員番号（11～12桁）

（ラジコン電波安全協会（RCK+8桁）または日本模型航空連盟（JPN以下9桁）のもの。）

※ ラジコン電波安全協会の会員番号の場合は、RCKに続けて8桁（合わせて11桁）とし、ハイフン以下（-01等の更新回数）は不要です。

（例1）RCK12345678001 …（14桁）

（例2）JPN33F123456012 …（15桁）

※F以下の数字が6桁より短い場合は、Fの後に0を追加して6桁としてください。

機体毎の識別番号

（英数字可/記号不可）

「001」

「002」

「003」

⋮

日本模型航空連盟が規定する機体仕様限界は、以下のとおりです。
この仕様限界内の機体であれば、機体情報の一部簡略化が可能です。

なお、この仕様限界を超える機体の場合は、通常どおりの入力を行ってください。

【 日本模型航空連盟規定による機体仕様限界 】

・最大重量(飛行時燃料を含まず)※	15kg
・最大総翼面積(主翼・水平尾翼合計面積)	250dm ²
・最大回転翼面積(最大ローター排気面積)	250dm ²
・最大翼面荷重	200g/dm ²
・最大ピストンエンジン合計排気量	125cc
・最大タービンエンジン合計推力	15kg
・最大無負荷動力電圧	51V

※最大重量について、エンジン機の場合は燃料を含みません。電動機の場合はバッテリーを含みます。

機体の使用者の情報を入力します。



使い方

よくある質問・
お問い合わせ

航空 太郎さん

使用者情報の入力



所有者と使用者が同一人物の場合は、下記の質問に「はい」ボタンを選択し、「入力した情報の確認」ボタンを押してください。

所有者と使用者が異なる場合は、下記の質問に「いいえ」ボタンを選択し、使用者の情報を入力してください。

複数の機体を新たに登録する場合は、それぞれの機体の使用者情報を入力する必要があります。画面に表示されている機体の使用者情報を入力後、「他の機体の使用者情報を入力」ボタンを押してください。

所有者と使用者は、同一人物ですか？

はい

いいえ

機体情報



所有者情報



戻る

入力した情報の確認

所有者と使用者が同一人物の場合は「所有者と使用者は、同一人物ですか？」の質問で「はい」ボタンを選択してください。

所有者と使用者が異なる場合は「所有者と使用者は、同一人物ですか？」の質問で「いいえ」ボタンを選択し、使用者の情報を入力してください。

機体情報の入力のページで複数の機体の情報を入力した場合は機体ごとに使用者情報を入力する必要があります。

1つの機体の使用者情報を入力後、「他の機体の使用者情報を入力」ボタンを押し、登録する全ての機体の使用者情報を入力してください。

入力が完了したら「入力した情報の確認」ボタンを押します。所有者・機体・使用者情報の確認画面が開きます。

入力した所有者情報・機体情報・使用者情報を確認し、登録申請を行います。



所有者・機体・使用者情報の確認

STEP 01 本人確認方法選択 STEP 02 所有者情報入力 STEP 03 機体情報入力 STEP 04 使用者情報入力 **STEP 05 入力情報確認** STEP 06 手続き完了

登録した所有者情報・機体情報・使用者情報を確認の上、「登録申請」ボタンを押してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

所有者情報

氏名 姓空 太郎

フリガナ コウクウ タロウ

住所 日本 東京都 千代田区豊が岡 2-1-3-709

生年月日 2001/01/06

電話番号 +81 0352538111

メールアドレス koku-taro@mit.go.jp

所有者の修正

機体 1

●機体情報

製造区分 メーカーの機体

所有者・使用者 所有者情報と同じ

同一人物確認

使用者の修正

戻る 登録申請

入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

入力内容に問題がなければ「登録申請」ボタンを押します。所有者として登録した方のメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

所有者として登録した方のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、すぐにメールを確認して到達確認の手順へ進みます。

※到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

件名	【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ
本文	<p>※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを切 ※このメールアドレスへの返信はできません。</p> <p>〇〇 様</p> <p>ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。</p> <p>このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。</p> <p>このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。 https://www.dips-reg.mlit.go.jp/drs/reachingConfReceive/init/xxxxxxxxxxx ※URLの有効期限は24時間です。</p> <p>現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い</p> <p>■ログインURL https://www.dips-reg.mlit.go.jp/drs/login/exec</p> <p>■よくある質問・お問い合わせ https://www.dips-reg.mlit.go.jp/drs/question.html</p> <p>国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当</p>

到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

到達確認が完了すると申請操作完了となります。

ここで、本人確認書類を郵送します。

以降、航空局で申請内容と本人確認資料の確認が行われ、確認が終了すると、手数料納付通知書が登録した住所あてに郵送されます。

通知書が届きましたら内容を確認し、手数料を納付してください。

申請内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

申請状況は申請状況一覧のページで確認できます。

アカウント情報の変更開始

ドローン登録システムにログインする

トップページ右上のログインボタンからログインをします。

アカウントの情報を変更する

アカウント情報を変更するページを開き、情報を変更します。

入力した情報を確認して変更を確定する

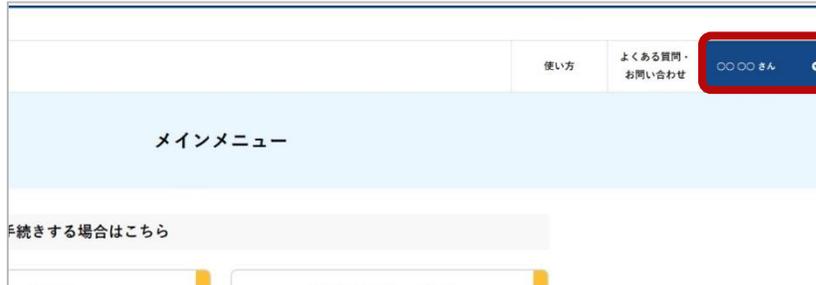
確認ページで変更内容を確認し、変更を確定します。

アカウント情報の変更完了

アカウント情報の変更が完了し、登録されているメールアドレスにメールが通知されます。

クラブ会員の機体登録申請の代行手続きが完了したら、
アカウントの情報を、代行登録を依頼したクラブ会員のメールアドレスに変更します。

メールアドレスの変更は画面上の操作だけで完結します。



アカウント名のボタンを押して「アカウントの確認・変更」を選択します。アカウント情報を変更するページが開きます。メールアドレスを変更してください。



アカウントの情報を変更したら「確認」ボタンを押します。変更内容を確認するページに進みます。

アカウントの変更内容を確認し、誤りがなければ「変更する」ボタンを押します。

以上でアカウントの変更は完了です。

登録されているメールアドレスにアカウント変更の通知が送られます。

なお、メールアドレスを変更した場合は、変更前のメールアドレスと変更後のメールアドレスの両方にアカウント変更の通知が送られます。

- STEP 01の終了後、到達確認メールを受信した後、登録申請を終了します。
- 登録に使用した、ドローン登録システムより通知されたログインIDおよび設定したパスワードを、代行登録を依頼したクラブ会員に連絡してください。
- 以上で1名分の手続きは終了します。
- 後日、代行登録の依頼したクラブ会員あてに手数料納付通知書が郵送されます。その通知書に基づいて手数料を納付すると、そのクラブ会員のメールアドレスあてに機体の登録記号が通知されます。
- クラブ会員には、後日通知される登録記号を機体に表示することと、飛行させる前に写真を撮ることを忘れずにお伝えください。